

下関市立大学国際交流センター規程

令和 2 年 5 月 29 日

規 程 第 4 3 号

改正 令和 2 年 7 月 1 日規程第 56 号
令和 3 年 3 月 23 日規程第 26 号
令和 6 年 7 月 31 日規程第 20 号
令和 8 年 3 月 26 日規程第 7 号

(目的)

第 1 条 下関市立大学に、諸外国の教育・研究機関等との学術交流及び学生の派遣、受入れ等による学生交流を通じて、教育研究面での国際交流を図ることを目的とし、下関市立大学国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 国際交流センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外国の教育・研究機関等との交流に関すること。
- (2) グローバル人材育成に関すること。
- (3) 学生の派遣及び受入れに関すること。
- (4) 日本語教育に関すること。
- (5) その他国際交流に関すること。

第 3 条 削除

(組織)

第 4 条 国際交流センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 国際交流センター長
- (2) 日本語教育を担当する教員
- (3) 国際交流専門委員
- (4) その他必要な職員

2 前項第 3 号の国際交流専門委員は、第 2 条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項に関して専門性のある教員のうちから学長が指名する。

(国際交流センター運営会議)

第 5 条 国際交流センターに国際交流センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、国際交流を担当する副学長、国際交流センター長及びセンターに所属する職員をもって組織する。
- 3 運営会議は、第 2 条に規定する業務の遂行に関し必要な事項を審議する。
- 4 運営会議は、必要に応じて運営会議の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 センターに関する庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、国際交流センターの組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年5月29日から施行する。

2 下関市立大学国際交流委員会規程（平成19年規程第15号）は、廃止する。

附 則（令和2年7月1日規程第56号）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日規程第26号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月31日規程第20号）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日規程第7号）

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。